

令和7年度大野城市保育料表 (2/2)

【ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯等】 ＜保育認定の子ども(2号・3号認定)＞

上段：第1子
下段：第2子

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)			
階層区分	定義	0~2歳児(3号認定)		3歳以上児(2号認定)	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
第2A	市町村民税 非課税世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
第3A	市町村民税 所得割額が 24,300円未満	6,400 (0)	6,400 (0)	0 (0)	0 (0)
第4A	// 48,600円未満	9,000 (0)	9,000 (0)	0 (0)	0 (0)
第5-1A	// 57,700円未満	9,000 (0)	9,000 (0)	0 (0)	0 (0)
第5-2A	// 72,800円未満	9,000 (0)	9,000 (0)	0 (0)	0 (0)
第6-1A	// 77,101円未満	9,000 (0)	9,000 (0)	0 (0)	0 (0)
第6-2	// 97,000円未満	30,000 (15,000)	29,600 (14,800)	0 (0)	0 (0)
第7	// 133,000円未満	37,200 (18,600)	36,700 (18,350)	0 (0)	0 (0)
第8	// 169,000円未満	44,500 (22,250)	43,900 (21,950)	0 (0)	0 (0)
第9	// 235,000円未満	52,700 (26,350)	52,000 (26,000)	0 (0)	0 (0)
第10	// 301,000円未満	61,000 (30,500)	60,100 (30,050)	0 (0)	0 (0)
第11	// 349,000円未満	70,500 (35,250)	69,400 (34,700)	0 (0)	0 (0)
第12	// 397,000円未満	80,000 (40,000)	78,800 (39,400)	0 (0)	0 (0)
第13	// 397,000円以上	97,000 (48,500)	94,300 (47,150)	0 (0)	0 (0)

第1階層を除き、前年度市区町村民税(9月以降は当該年度分)の税区分が右区分に該当する世帯

階層	保育料の多子軽減制度 (算定対象のうち第何子かで保育料が変わります)			延長保育料		3歳以上児の副食費 ※0~2歳児は保育料に含む			
	算定対象	第1子	第2子	第3子以降	保育標準時間	保育短時間	第1・2子	第3子以降	
第1~第2A	—	無料	無料	無料	無料	1回 200円	無料		
第3A~第6-1A	生計を一にする全ての子ども	全額	無料	無料	1ヶ月 3,000円 ※日割なし		1回 200円	無料	
第6-2~第13	同一世帯から同時に保育施設 など(※)を利用している子ども	全額	半額	無料				施設の 定める額	無料

- ★ひとり親世帯とは、母子・父子世帯のこと、在宅障がい児(者)のいる世帯のことです。
- ★在宅障がい児(者)のいる世帯とは、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の取得者、特別児童扶養手当の受給者が同居している世帯のことです。